

第3章 焦点となった法案への対応

5年を過ぎた東日本大震災からの復興を加速

12 復興加速4法案

被災地で意見交換を行い法案作成

2016年3月11日、東日本大震災から5年を迎えた。復興創生期間に入ったが、今なお避難生活を強いられ、仮設住宅で暮らしている人もいるなど復興は道半ばである。

民進党の東日本大震災復旧・復興推進本部、東京電力福島第1原子力発電所事故対策・福島復興推進本部、『次の内閣』復興部門は連携して、復興を加速するための法案の取りまとめを行った。

岩手県盛岡市、宮城県仙台市、福島県郡山市で復興推進本部を、仙台市で東北地方自治体議員フォーラムを開催し、被災地の方々と意見交換を行い、法案作業に反映させた。

また、法案検討中に熊本において大きな地震が発生したことから、東日本大震災のみならず、熊本の地震被害にも対応できるものとして準備を進めた。

4月、民進党は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」(被災者生活再建支援法改正案)、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」(災害弔慰金支給法改正案)、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案」(東日本大震災特区法案)、「東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案」(土地等処分円滑化法案)からなる復興加速4法案を取りまとめた。

被災者生活再建支援法改正案を提出

被災者生活再建支援法改正は、5月13日に共産党、生活の党、社民党と共同で衆議院に提

出された。

同法案では、希望する人の3割程度の人しか住宅再建に着手できていないこと、災害公営住宅のみで対応するにはコストがかかることに鑑み、被災者生活再建支援制度を拡充することとした。具体的には、被災者生活再建支援金の加算支援金の最高額300万円を500万円に引き上げること、国庫補助割合を2分の1から3分の2へ引き上げること、半壊住宅への支援措置を検討することなどを盛り込んだ。

災害弔慰金支給法改正案等を提出

災害弔慰金支給法改正案、東日本大震災特区法案、土地等処分円滑化法案は、5月13日に民進党単独で衆議院に提出された。

災害弔慰金支給法改正案は、災害関連死の判断に国としての基準がなく、それぞれの自治体が独自に行っている現状を改め、国として一定の基準を設けて、市町村が認定していく仕組みを構築するものである。

東日本大震災特区法案は、公共事業に充てる土地は、相続登記未了、所有者不明等の用地も含めて手続きが終わらなければ事業に着手できない現状に対応し、手続き中であっても円滑に復旧・復興事業に着手できるよう、権利取得・土地利用開始を可能とする制度を創設するものである。

土地等処分円滑化法案は、津波被害等で使うことができなくなった土地の処分を円滑に行うために民法等の特例を設けるものである。

しかし、復興4法案は衆議院で審議されることなく、継続審議となつた。